

# 第4期糸魚川市地域福祉計画

糸魚川市再犯防止推進計画

(令和4年度～令和8年度)

**共に支え合い、  
安全で安心した生活を送ることができる  
地域社会の実現**



令和4年3月

糸魚川市



# 目次

## 第1章 計画策定に当たって

1	計画策定の趣旨	
	(1) 地域福祉計画とは	1
	(2) 地域福祉計画に関する国、県の動向	2
2	計画の性格と位置づけ	
	(1) 個別計画との関係	3
	(2) 地域福祉活動計画との関係	3
	(3) 個別計画関係図	4
3	計画の期間	5

## 第2章 計画の取組方向

1	地域福祉をめぐる糸魚川市の現状	
	(1) 人口・世帯の状況	6
	(2) 年齢別人口	6
	(3) 総人口・年齢区分別人口の推計	7
	(4) 高齢者の状況	8
	(5) 障害者の状況	9
	(6) 子どもの状況	10
	(7) 要介護等認定者の状況	10
	(8) 生活困窮者の状況	11
	(9) 刑法犯における再犯者の状況	12
2	地域福祉の推進に関する個別分野の課題	
	(1) 高齢者福祉	13
	(2) 障害者福祉	13
	(3) 児童福祉（子ども、子育て）	13
	(4) 健康増進	13
	(5) 男女共同参画	14
	(6) 人権の尊重	14
	(7) 生活困窮者	14
	(8) 再犯防止	14
3	課題解決に向けて	
	(1) 基本理念	16
	(2) 基本目標	17

## 第3章 地域福祉施策の展開

1	支え合い・助け合い活動の推進	
	(1) 人材育成・ボランティア活動支援	18
	(2) 地域組織の活性化	18
	(3) 地域での健康づくりの推進	20
	(4) 思いやりの心で地域の絆を育み地域で支え合う福祉の推進	20
2	必要なサービスを受けられる仕組みづくり	
	(1) 情報提供体制の充実	22
	(2) 相談体制づくりの推進	22
	(3) 利用者の権利擁護	23
	(4) 自立を支援する体制の充実	24
3	安全・安心に暮らせる地域づくり	
	(1) 生活環境の整備	25
	(2) 災害時要配慮者への支援	26
4	各種福祉施策の推進	
	(1) 地域での高齢者支援	27
	(2) 地域での障害者支援	28
	(3) 地域での子育て支援・見守り支援	29
	(4) 地域での再犯防止の取組（糸魚川市再犯防止推進計画）	30
	(5) 地域でのその他の支援	31

## 第4章 計画の推進に向けて

1	計画の推進体制	
	(1) 庁内関係部局との連携	32
	(2) 関係機関との連携	32
	(3) 社会福祉協議会との連携	32
2	計画内容の広報・啓発	33
3	計画の進行管理	33

## 参考資料

地域福祉計画策定の主な経過	34
糸魚川市地域福祉計画策定委員会委員名簿	35
糸魚川市地域福祉計画策定庁内委員会委員名簿	36

# 第1章 計画策定に当たって

## 1 計画策定の趣旨

### (1) 地域福祉計画とは

地域福祉計画は、住民に最も身近な行政主体である市町村が、地域福祉推進の主体である住民等の参加を得て、地域の生活課題やそれを解決するために必要なサービスの内容等を示すことにより、市民と行政の協働により実現を目指す地域福祉の理念と体制づくりの指針を示す行政計画です。

地域の生活課題として、時代の変遷と共に都市部への人口移動と中山間地域の過疎化の進行、核家族化、更には住民意識の変化に伴い、家庭や地域の相互に支え合う機能が弱まっています。このことにより社会的な支援を必要とする状態に直面した場合に解決が難しくなるという課題が生じています。

このような中で、福祉サービスの提供にあっては、行政だけで対応するには限界があり、「行政依存型」から行政・民間・団体それぞれの役割分担を明確にした「協働推進型」に移行しなければならない状況になっています。

具体的には、お互いの人権を尊重し、地域に住む一人ひとりが自治会、PTA、ボランティア活動等、様々な機会を通じて相互関係をつくり、一緒に地域のことを考え、活動することにより新しいつながりを築いていくなど、地域コミュニティを再生する取組が求められています。

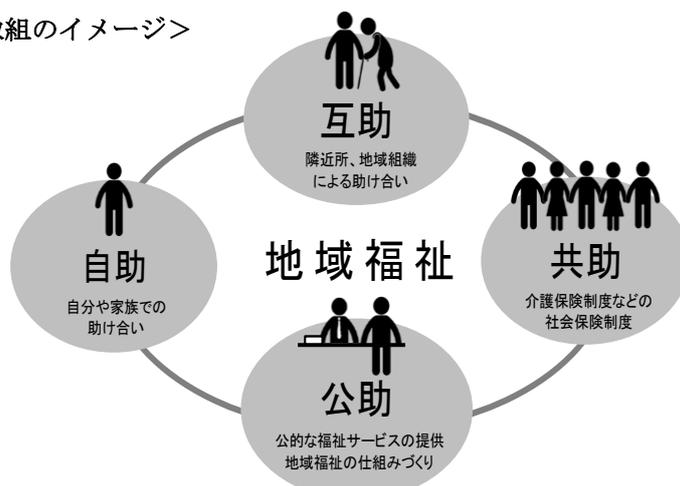
少子高齢化の進行と福祉ニーズの増大・多様化により、家庭や地域の中で安心して生活していくためには、地域社会がかつて持っていた「支え合いの力」の再生や、地域社会全体で支えていく「新しい仕組みづくり」が必要です。

当市では、平成19年3月に「糸魚川市地域福祉計画」を策定した後、平成24年、平成29年に改定し、地域福祉を推進するための様々な施策を展開してきました。

第3期計画策定以降も、国による福祉制度の変更、少子高齢化の更なる進行、情報化の進展、東日本大震災をはじめとした各地で発生する自然災害による地域の絆やコミュニティ機能の必要性の再認識、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行による社会の変容など、地域福祉を取り巻く状況は大きく変化しています。

そこで、第3期計画策定以降の社会情勢の変化や、当市における地域福祉を取り巻く現況を踏まえ「第4期糸魚川市地域福祉計画」(以下「本計画」といいます。)を策定するものです。

<連携による取組のイメージ>



## (2) 地域福祉計画に関する国、県の動向

国は、平成 20 年 3 月に「これからの地域福祉の在り方に関する研究会」の報告書を取りまとめ、公的サービスだけでは対応できない生活課題について、地域住民が主体的に関わり、支え合う「新たな支え合い」の強化などを住民と行政の協働で推進する必要性を示しました。

平成 23 年に起きた東日本大震災以降、改めて地域の絆が必要であると再認識され、平成 24 年の「社会保障・税の一体改革」においては、子ども・孫・現役世代へのサポートを充実させ、全世代対応型の社会保障に転換が図られるなど社会情勢の変化に応じた政策が展開されてきました。

平成 25 年に「生活困窮者自立支援法」が公布（平成 27 年 4 月施行）され、生活に困っている人に対するセーフティーネットの推進が定められました。また、障害福祉サービスの充実など「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」といいます。）」が施行されました。さらに、平成 28 年に全ての国民が障害の有無によって分け隔てることなく、相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現のため、「障害者差別解消法」が施行されました。

また、平成 27 年に「子ども・子育て支援新制度」、平成 28 年に「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、令和 3 年に「介護保険法」が改正されるなど地域の生活課題を解決する取組が進められています。加えて、高齢者が住み慣れた地域で生活し続けられるように、住まい・医療・介護・介護予防・日常生活支援を充実する「地域包括ケアシステム」の考え方が導入され、高齢化が一段と進む令和 7 年（2025 年）を見据えて「地域包括ケアシステム」の構築が進められています。

そして、令和元年からの新型コロナウイルス感染症の世界的な流行により、社会が大きく変容する中で、福祉施策の様々な分野においても、大きな影響を受け続けています。

新潟県では、平成 30 年 3 月に「健康福祉ビジョン」を改定し、「健やかに伸び伸びと共に暮らせる新潟 ～健康に安心して暮らせる新潟県づくり～」を目標に事業を展開しており、福祉面では、「住み慣れた地域で自立した生活が続けられる福祉の充実」と「誰もが個人として尊重され、共に暮らせる社会の実現」に向けて、地域福祉を推進しています。

### 【社会福祉法から抜粋】

#### （地域福祉の推進）

- 第 4 条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。
- 2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。
- 3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課

題」という。)を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関(以下「支援関係機関」という。)との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
  - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
  - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
  - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
  - 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

## 2 計画の性格と位置づけ

### (1) 個別計画との関係

高齢者、障害者、児童などの保健・福祉分野については、個別分野のそれぞれの計画で、具体的な事業や施策の展開を示しています。

本計画は、これら個別計画との整合と連携を図る中で、地域福祉に係る施策の展開を示すものです。

### (2) 地域福祉活動計画との関係

社会福祉協議会\*が策定する「地域福祉活動計画」は、地域住民や民間団体が主体となって地域福祉の推進を計画的に行うための活動・行動計画です。

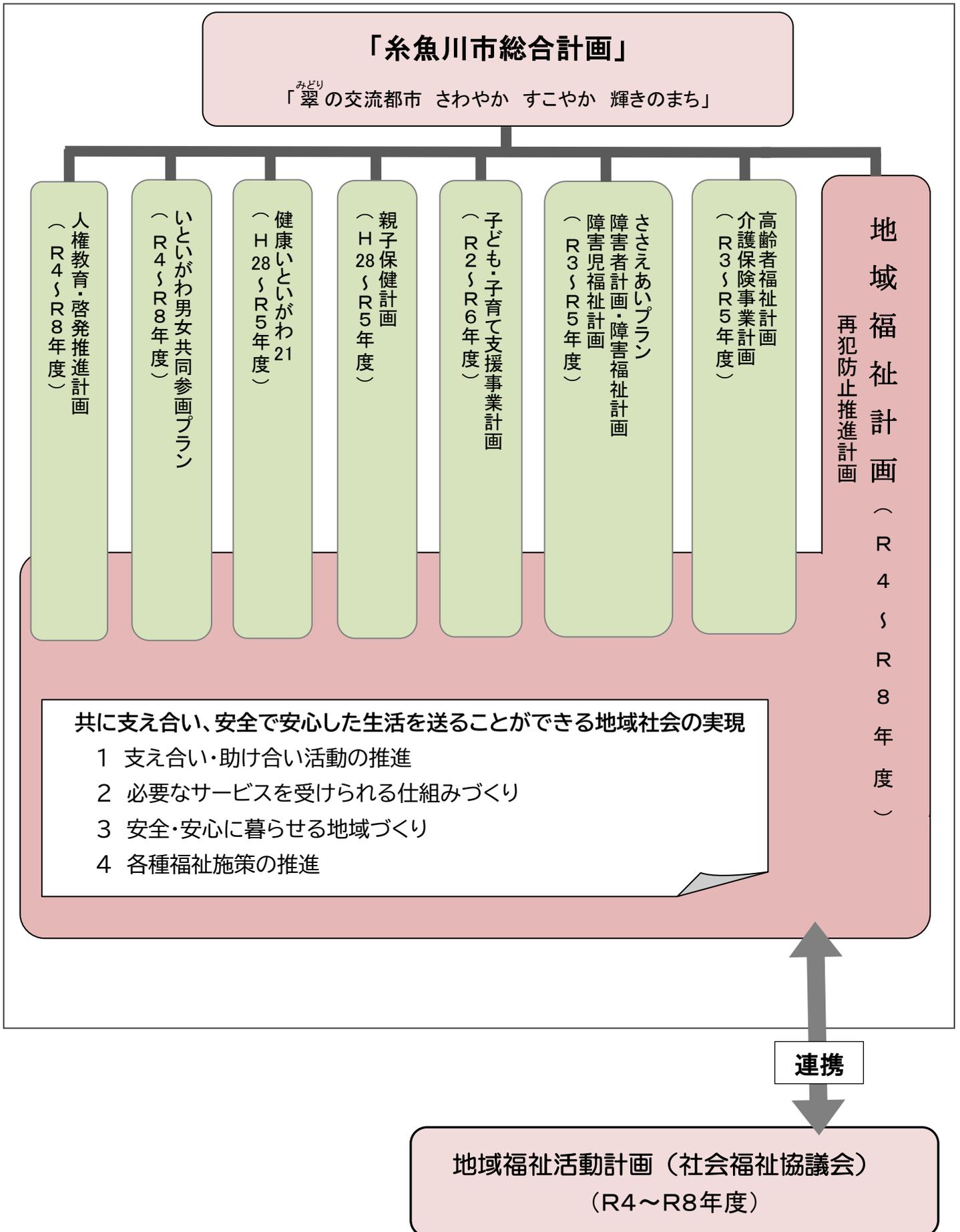
地域福祉計画は、市民と行政との協働により実現を目指す地域福祉の理念と体制づくりの指針を示すものであり、地域福祉活動計画の方向性を示します。

#### ※ 社会福祉協議会

社会福祉法(2000年6月施行)において、社会福祉に関する事業・活動を行うことにより「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と明文化されている社会福祉法人。

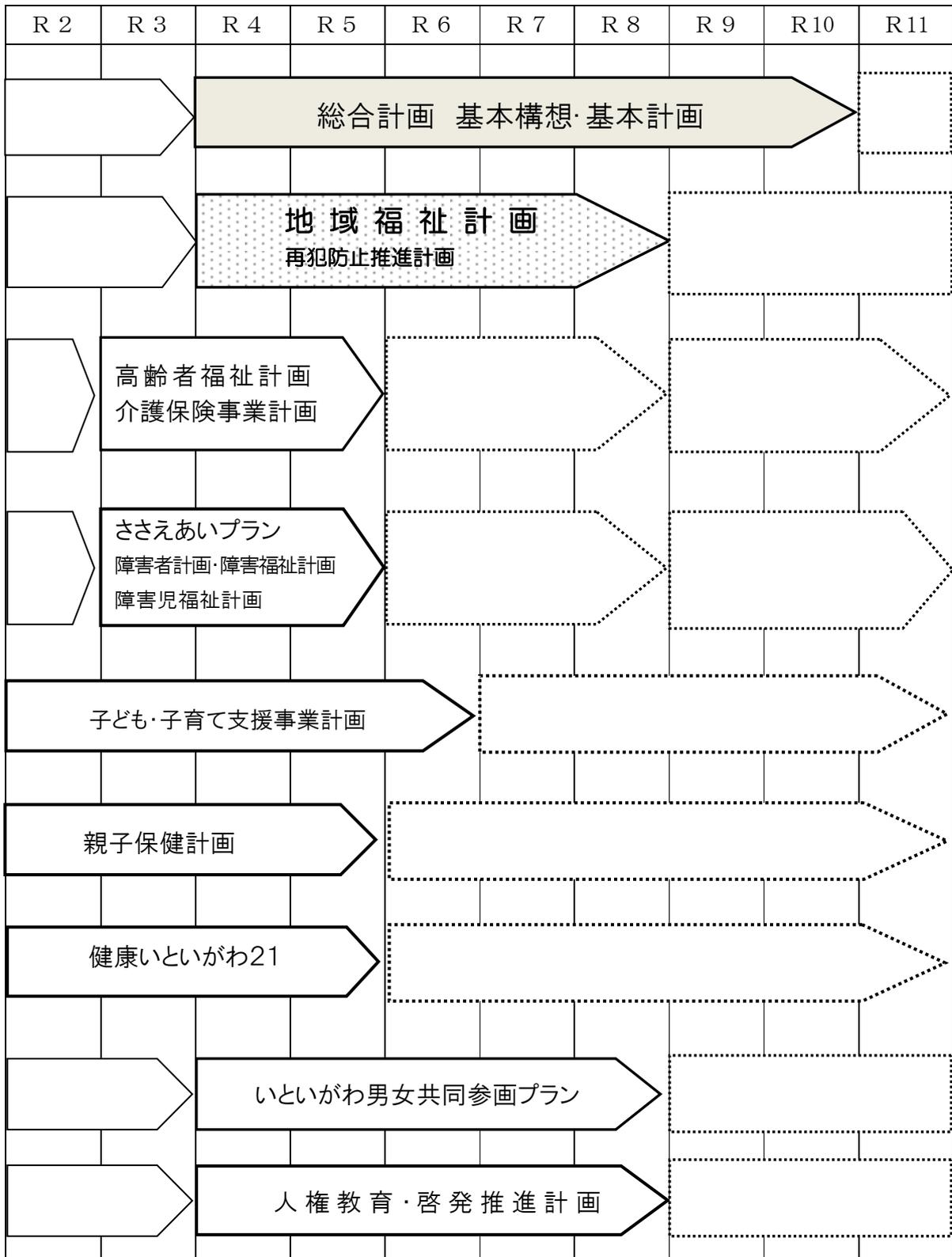
社会福祉を目的とする事業の企画・実施、住民の活動参加のための援助、社会福祉事業に関する調査・普及・宣伝・連絡調整及び社会福祉事業の健全な発達を図るための事業等を行うこととされています。

《個別計画との関係図》



### 3 計画の期間

本計画は、令和4年度を始期とし、令和8年度を終期とする5年計画とし、社会情勢の変化や地域福祉政策の動向などを踏まえて必要に応じ計画を見直します。他の計画との関係は次のとおりです。

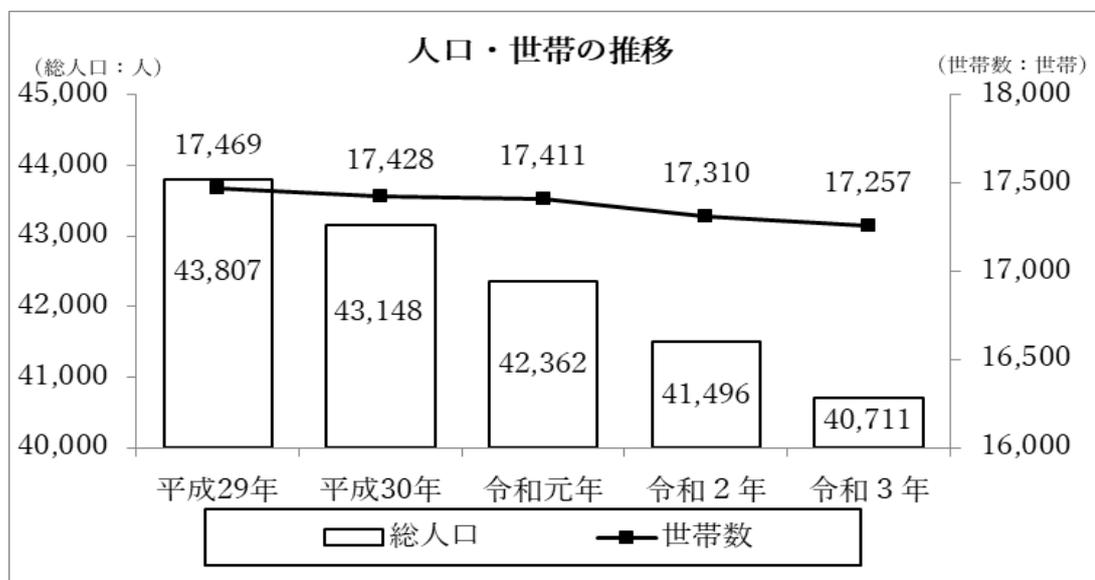


## 第2章 計画の取組方向

### 1 地域福祉をめぐる糸魚川市の現状

#### (1) 人口・世帯の状況

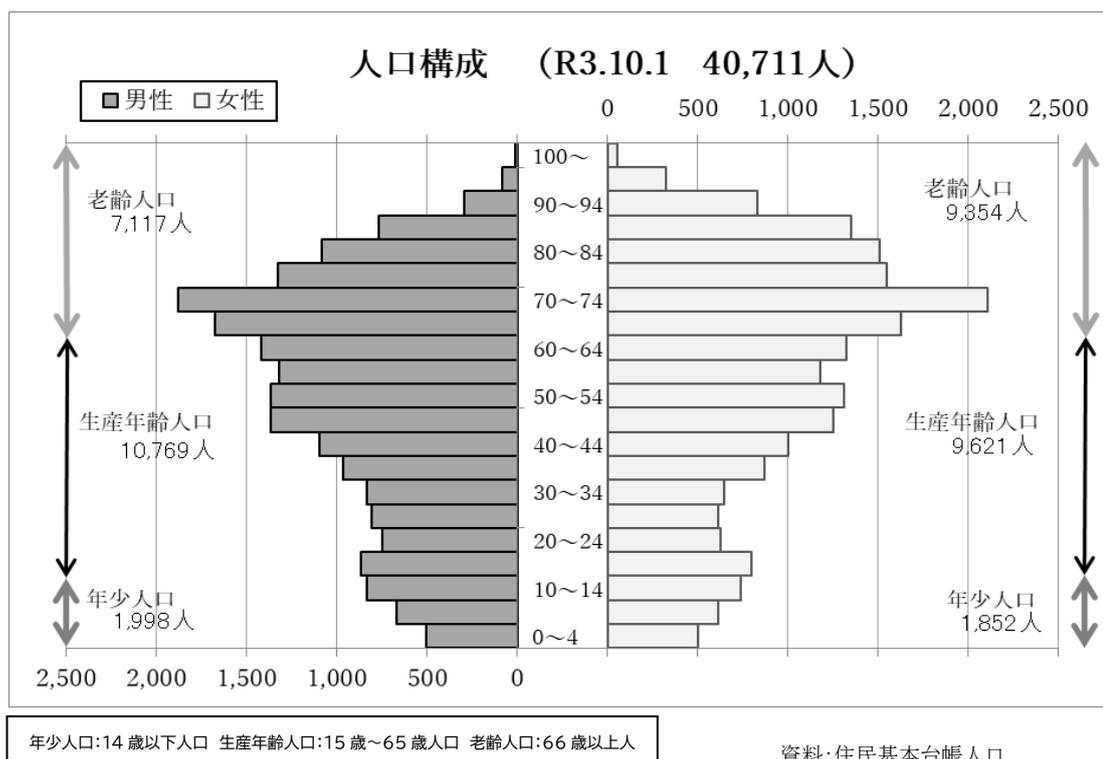
当市の人口は減少を続けており、令和3年10月1日時点の人口は40,711人と、平成29年からの4年間で3,096人減少しました。また、世帯数は緩やかに減少しています。



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

#### (2) 年齢別人口

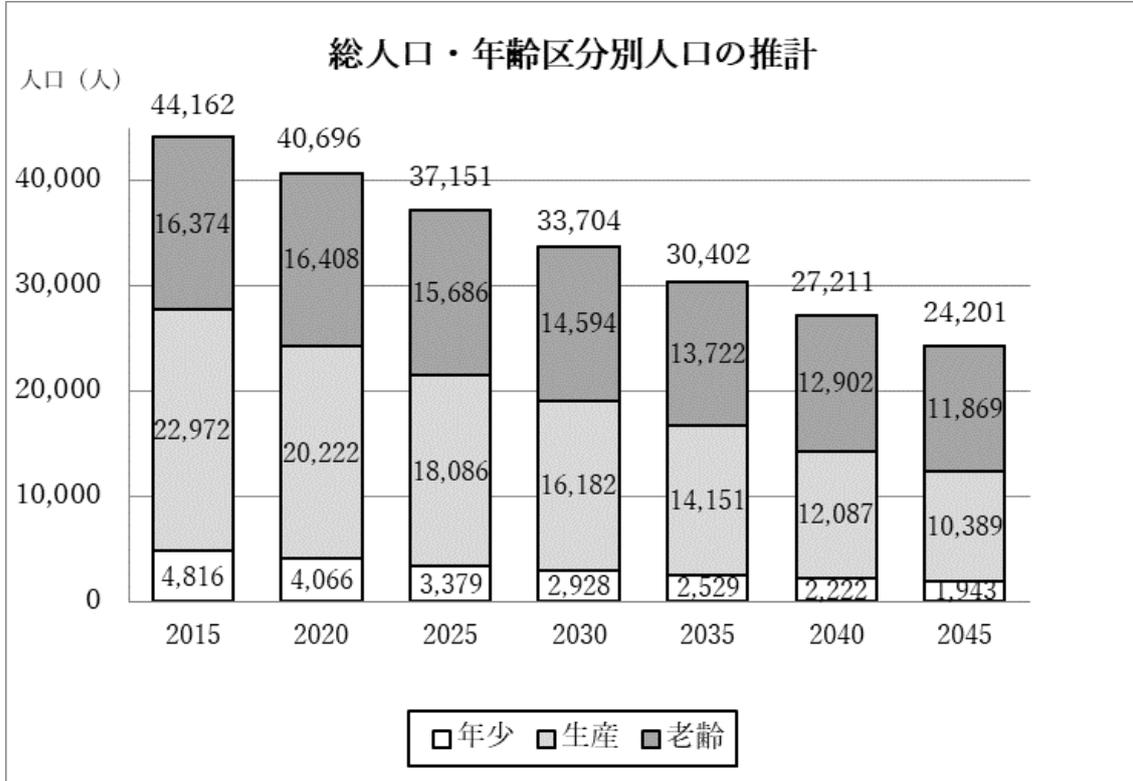
当市の人口構成は、男女ともに第1次ベビーブームである団塊の世代(72～74歳)前後の人口が多く、生産年齢人口や年少人口が少ない状況となっています。



資料：住民基本台帳人口

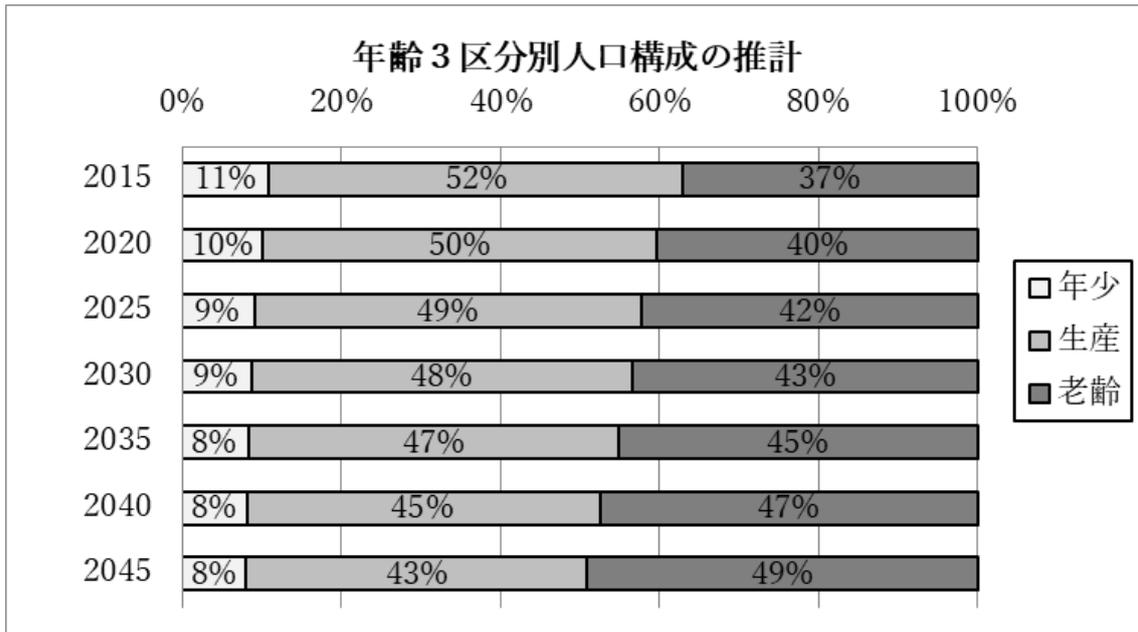
### (3) 総人口・年齢区分別人口の推計

平成 30 年(2018 年)11 月に改訂した「糸魚川市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」では、総人口が 2045 年には約 24,000 人まで減少すると推計されており、年齢別に見ると、2015 年から 2045 年にかけて年少人口は 2,873 人、生産年齢人口は 12,583 人、老齢人口は 4,505 人減少すると推計しています。



年少人口:14 歳以下人口 生産年齢人口:15 歳~65 歳人口 老齢人口:66 歳以上人

資料：糸魚川市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン



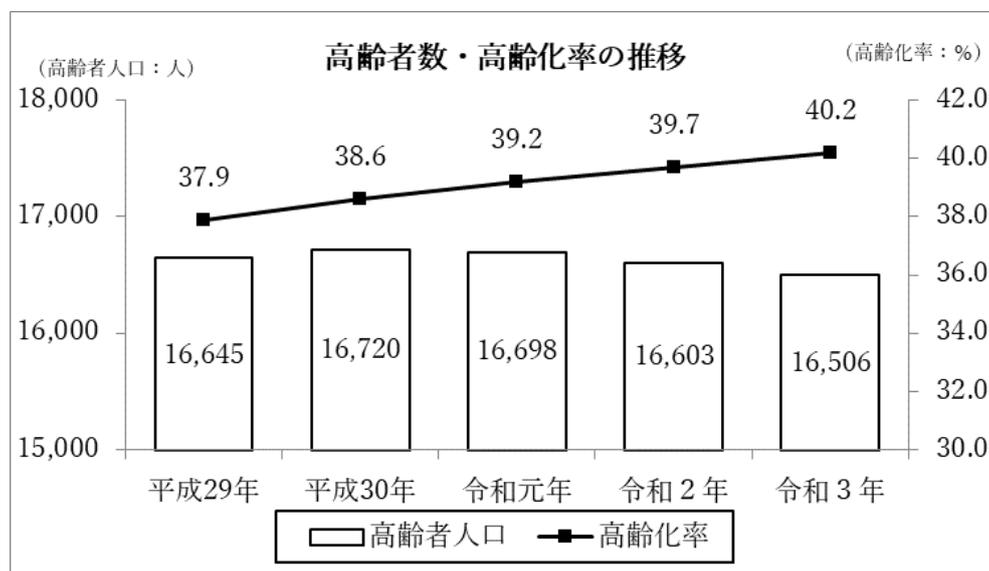
年少人口:14 歳以下人口 生産年齢人口:15 歳~65 歳人口 老齢人口:66 歳以上人

資料：糸魚川市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン

#### (4) 高齢者の状況

##### ① 高齢者数・高齢化率の推移

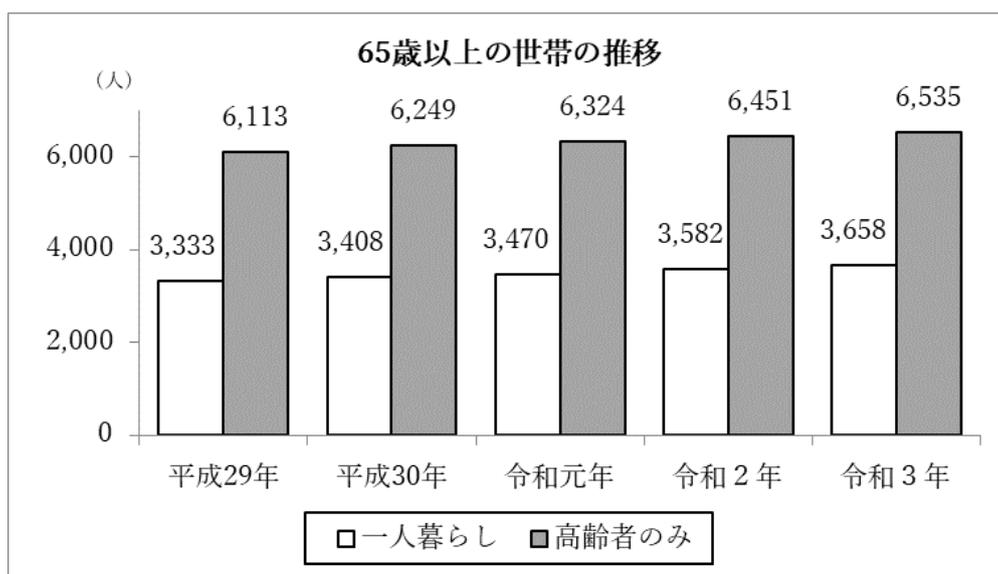
高齢者人口は平成30年をピークに増加傾向から減少傾向に転じていますが、高齢化率は40%を超え、総人口の約4割が65歳以上の高齢者となっています。



資料：福祉事務所（各年4月1日現在）

##### ② 65歳以上の高齢者世帯の推移

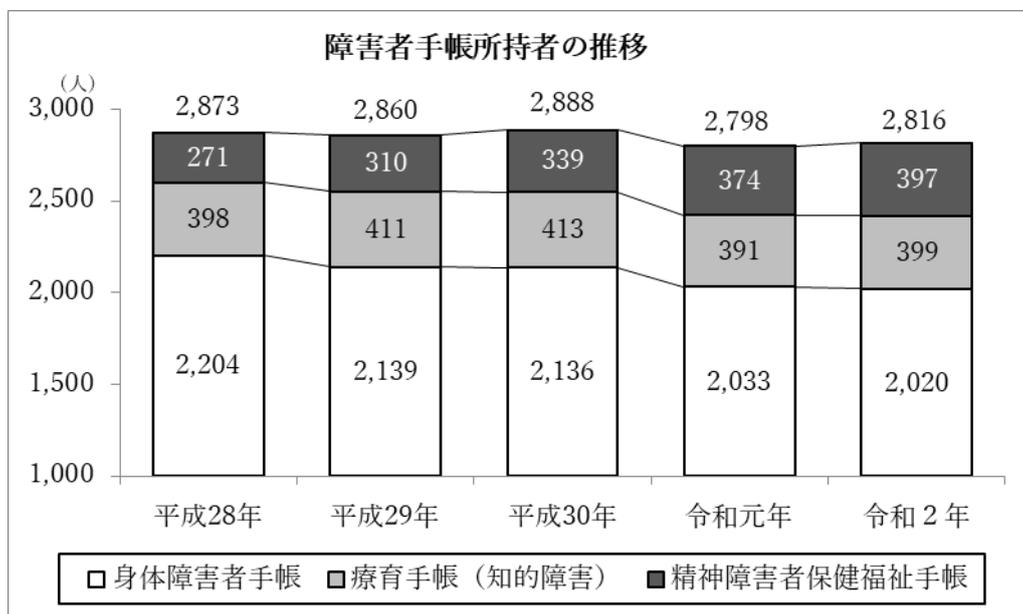
当市全体の世帯数が緩やかに減少している中で、65歳以上の高齢者世帯数は、一人暮らし、高齢者のみ世帯ともに年々増加しています。



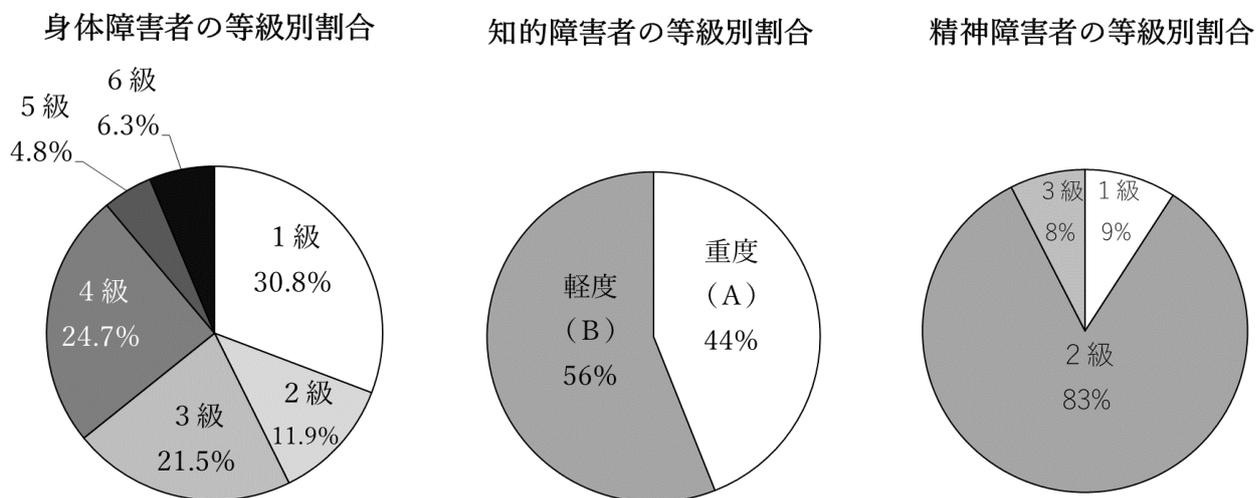
資料：福祉事務所（各年4月1日現在）

## (5) 障害者の状況

当市の障害者※の状況を、3障害別に手帳保持者数の推移で見ると、身体障害者は平成 28 年から減少傾向にあり、知的障害者はほぼ横ばい、精神障害者は増加しています。



また、令和2年4月1日時点での3障害の等級区分別割合は、以下の円グラフのとおりです。



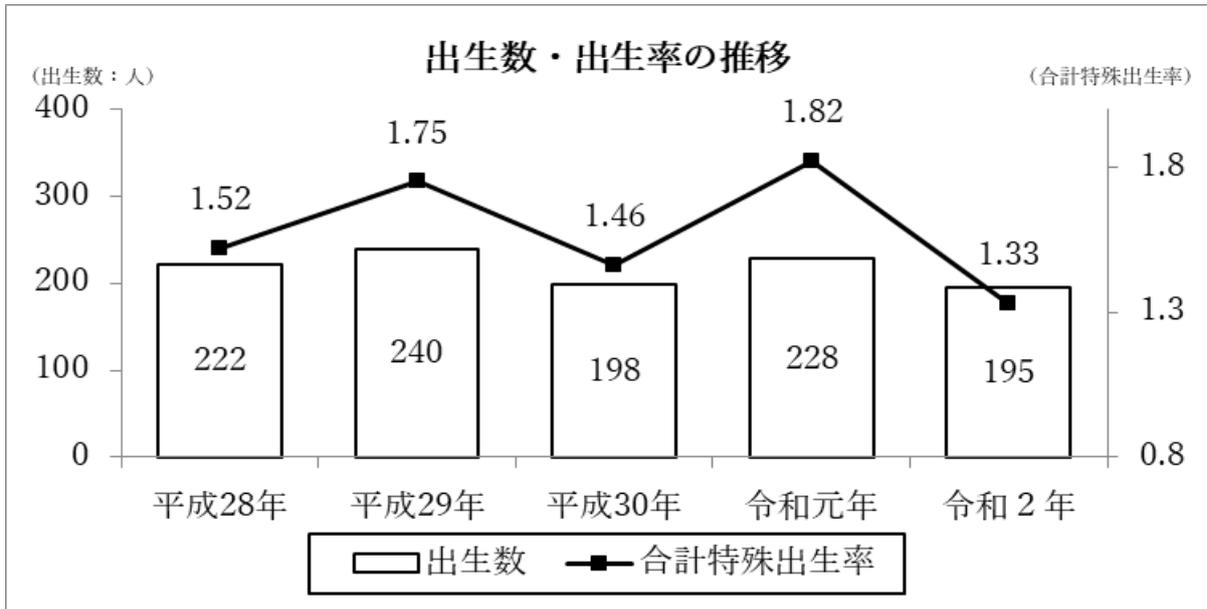
資料:福祉事務所

※ 障害者

本計画では、障害のある人を、18歳未満の障害のある子どもを含めて「障害者」と表記しています。

## (6) 子どもの状況

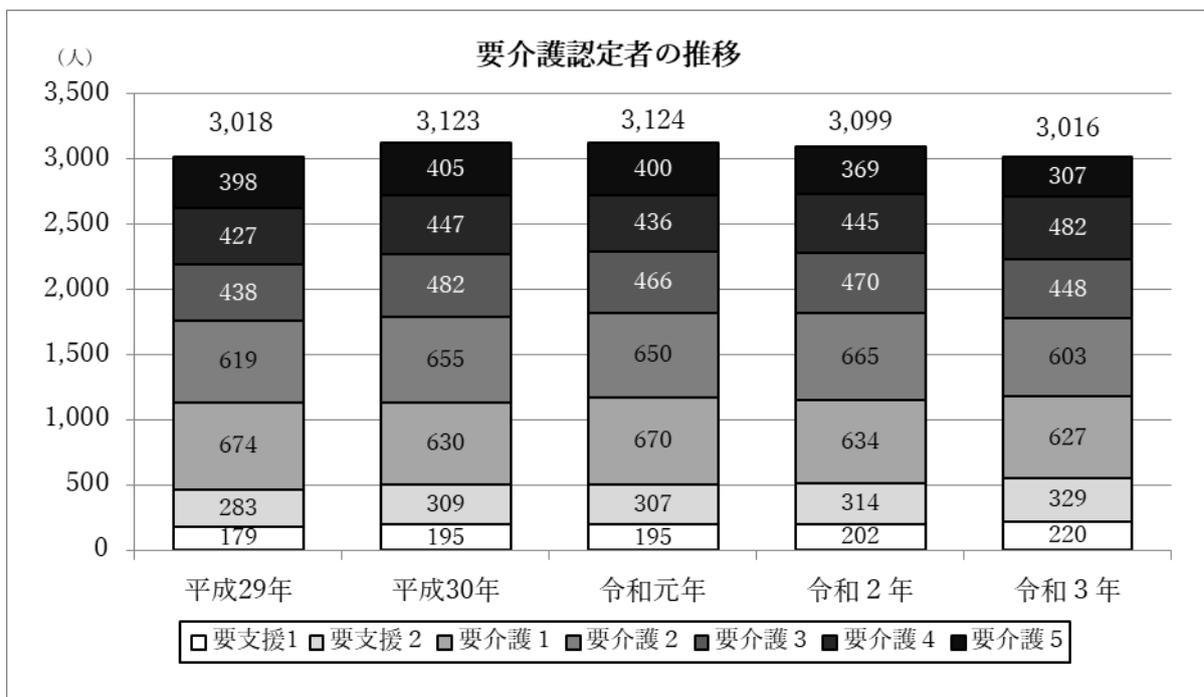
当市の出生者数は人口減少と同様に減少傾向が続いており、平成 28 年と令和2年を比較すると 27 人減っています。



資料:令和2年度 保健の概況

## (7) 要介護等認定者の状況

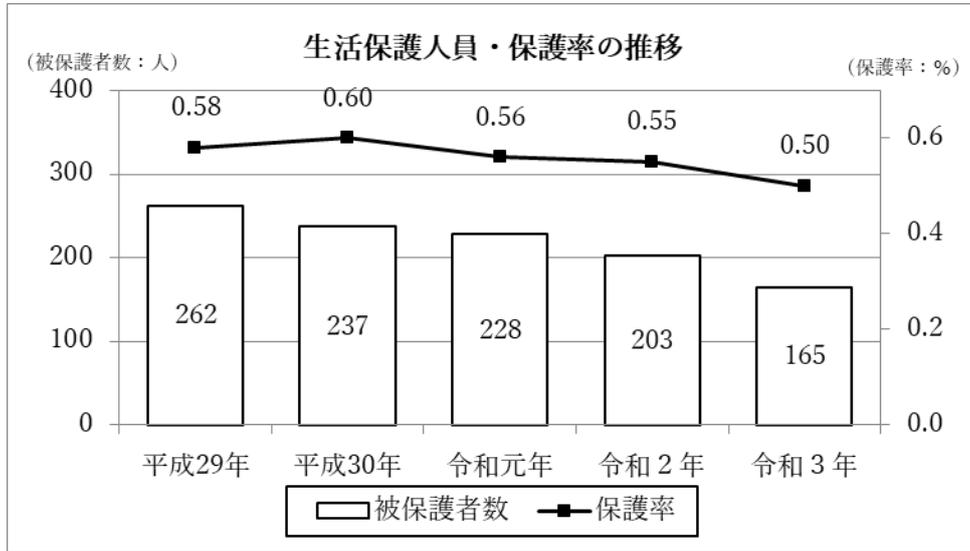
要介護等認定者は、3,000 人を超える人数で推移しています。



資料:福祉事務所(各年4月1日現在)

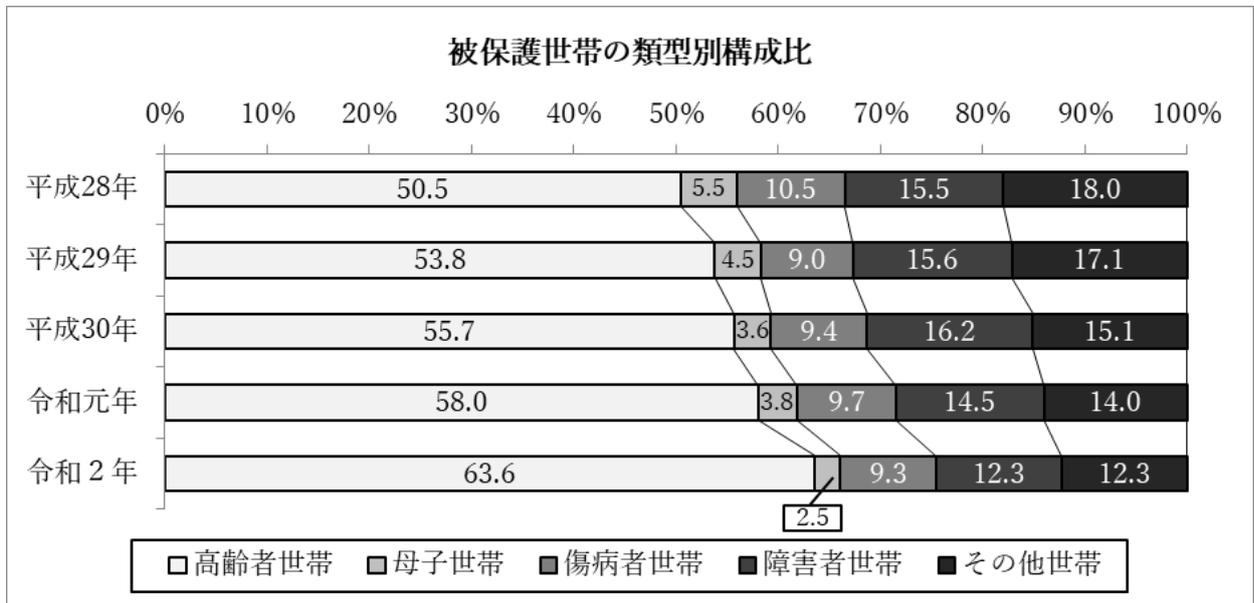
## (8) 生活困窮者の状況

当市の被保護者数は減少傾向にあり、令和3年の被保護者数は165人で、平成29年の262人から97人減少しています。



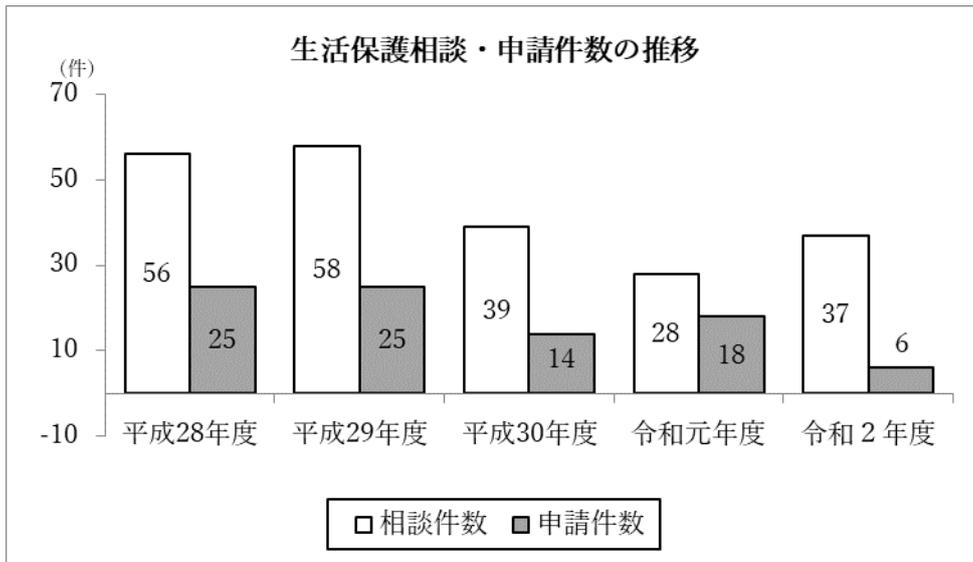
資料:福祉事務所(各年4月1日現在)

また、被保護世帯の類型別構成比では、高齢者・障害者・傷病者世帯で全体の約80%を占めています。特に、高齢者世帯の割合は増加傾向にあります。



資料:福祉事務所(各年4月1日現在)

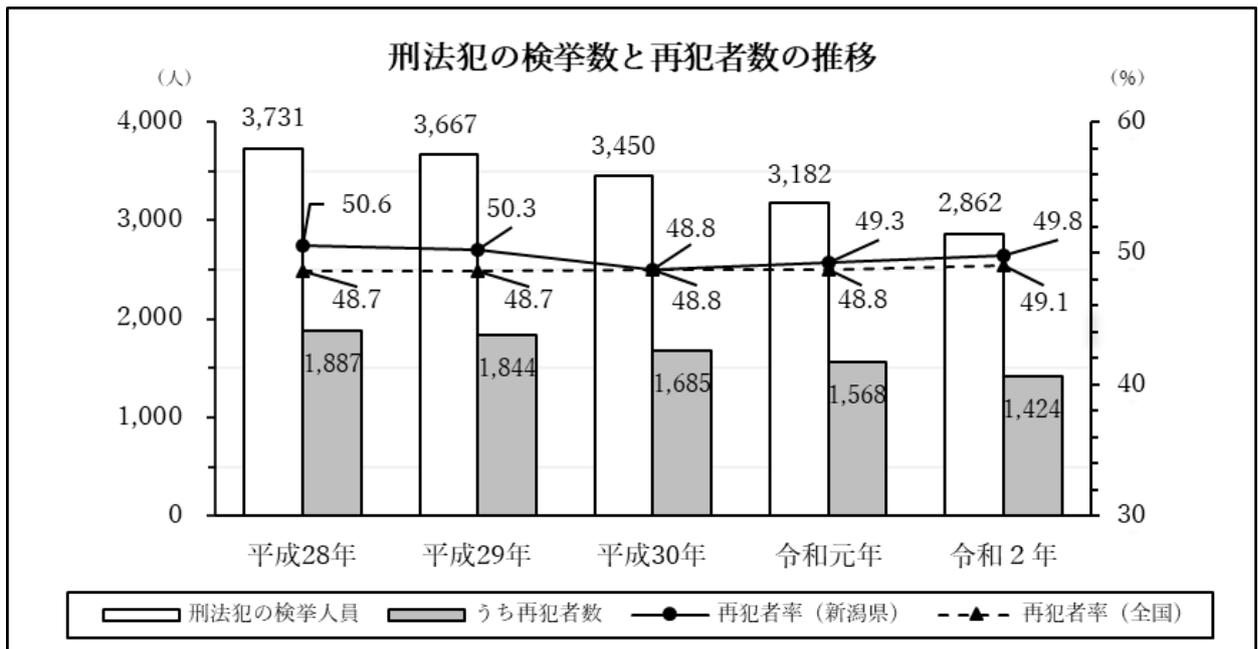
生活保護の申請件数は、平成 29 年度をピークに減少傾向にあります。



資料:福祉事務所

### (9) 刑法犯における再犯者の状況

新潟県の刑法犯の検挙人員のうち、再犯者は年々減少していますが、刑法犯の検挙人員の減少幅より再犯者の減少が緩やかであるため、再犯者率はやや増加傾向にあり、全国平均をやや上回っている状況です。



資料:法務省

## 2 地域福祉の推進に関する個別分野の課題

### (1) 高齢者福祉

高齢者アンケート(令和2年実施)によると、高齢者の半数以上が、介護が必要になっても、できる限り住み慣れた地域での在宅介護生活を希望しています。

一方、身体機能や認知機能は、加齢とともに徐々に低下していきます。また、国の推計では、2025年には65歳以上高齢者の5人に1人、約700万人が認知症になると見込まれています。これらを踏まえ、要介護状態や認知症になっても地域の様々なサービスを活用することで、高齢者一人ひとりが安心して自分らしい生活を送ることができるよう、医療・福祉・介護サービスなどの関係機関のほか地域団体やNPOなどの地域関係者が幅広く連携・協力し、地域で高齢者を支え合う体制(=地域包括ケアシステム)の構築を更に進めていく必要があります。

### (2) 障害者福祉

障害者の自立と社会参加促進のため、幼少期から成人まで継続した総合的・専門的な相談体制を整える必要があります。

また、障害者は就労や日中活動の支援など様々なニーズを抱えて生活しています。それらに対応する福祉サービスを充実させるとともに、分かりやすいサービスの周知が求められています。

障害がある人もない人もいきいきと生活ができるよう、幼少期から、お互いの理解の促進を行う必要があります。

### (3) 児童福祉(子ども、子育て)

核家族化の進行や保護者の就労環境の変化、地域コミュニティの希薄化などにより、子育ての不安や育児方法、発育の悩みを抱える保護者もいることから、地域全体で家庭を支える環境づくりが必要です。

また、児童虐待に関する相談内容も複雑化しているため、長期間にわたり継続した支援が必要です。

### (4) 健康増進

市民が健康寿命を延ばし、生涯を通じて健康な生活を営めるよう、①生活習慣病、②栄養・食生活、③身体活動・運動、④休養・こころの健康、⑤飲酒・喫煙、⑥歯・口腔の健康の6つの分野について、健康づくりの施策を進めています。

当市の特定健診結果では、健康課題である高血圧が減少していますが、医療費で見ると、脳梗塞で受療している人の割合が県平均を上回っています。高血圧対策の継続に加え、脳梗塞へと重症化させないよう、個別支援などの取組強化が必要です。

また、後期高齢者人口が増加しており、高齢期における健康づくりが重要になっていきます。特に介護が必要となる病気の予防と、介護申請理由で多い「高齢者の虚弱状態(フレイル)」の予防が課題になっています。

さらに、市民からの相談では、不登校やひきこもりに悩む家族からの相談が少しずつ増えています。全国的にも8050問題など社会問題となっており、各世代におけるひきこもり支援への理解促進が急務となっています。

## (5) 男女共同参画

社会における女性の活躍の場が増えている一方で、人々の意識の中に形成された性別に基づく固定的な役割分担意識、性差に関する偏見が根強く残っています。男女があらゆる分野で対等に参画し、その責任を分かち合い、個性と能力を發揮できる社会の実現が必要です。

また、全国的には子ども、女性に対する性暴力やDV\*が問題となっています。暴力が個人の尊厳を損なう重大な人権侵害であるという意識の醸成を図るとともに、被害者を救済するための自立支援を含めた相談体制の整備を進める必要があります。

### ※ DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった人から振るわれる暴力を言います。具体的には、身体に危害を加える「身体的暴力」、精神的にストレスを与え続ける「精神的暴力」、交友関係等を監視するなどの「社会的暴力」、相手が望まないのに性的なことを強要する「性的暴力」、金銭的な自由を奪う「経済的暴力」、ネット上で拡散する「ネット暴力」があります。

## (6) 人権の尊重

人権に関する法整備が進んでいますが、様々な分野において、依然として人権侵害が問題となっており、インターネットによる人権侵害など新たな人権問題も生じています。

また、これまでの人権教育・啓発は、他者への「思いやり・やさしさ」という心のあり方を中心に進めてきましたが、今後は心のあり方に加え、誰もが人権が保障されている「権利主体」を強調した人権教育・啓発を進める必要があります。さらに、自らの人権を守り、自分らしさを実現するためには、法を理解し、使いこなす力を育成することも必要です。

人権侵害はその対象となった人の問題であると同時に、社会全体の問題でもあります。人権侵害を傍観せず、人権侵害された人々を支援する地域社会の実現が必要です。

## (7) 生活困窮者

全国的に、生活保護受給者数は横ばい傾向でしたが、令和2年は新型コロナウイルス感染症の影響により、社会福祉協議会の生活福祉資金の借入れや、都市部における生活保護受給者が一時的に増加しました。

本市においては、被保護者数は減少傾向にありますが、相談件数は増加傾向であり、特に40歳代後半～50歳代の稼働年齢層の相談が増加しました。このため、生活保護に至る前の段階にある生活困窮者へ、就労や生活改善等の支援を行い、自立を助長していく必要があります。

## (8) 再犯防止

全国の刑法犯の発生状況は減少傾向にありますが、新潟県内の再犯者率は少しずつ上昇しています。

保護司会や更生保護女性会、協力雇用主会等による更生保護活動は、犯罪をした人を「犯罪に戻らない、戻さない」ように大きな役割を果たしてきました。今後もこれら関係機関の連携によって、犯罪をした人が責任ある社会の一員として受け入れられる社会環境を整え、かつ地域社会から孤立しないための支援が必要です。



### 3 課題解決に向けて

#### (1) 基本理念

## 基本理念

共に支え合い、

安全で安心した生活を送ることができる地域社会の実現

誰もが住み慣れた地域で安全で安心した生活ができることを願っています。

地域社会で誰もが心豊かに暮らすためには、地域共生社会の理念に基づく個人の尊厳の重視と社会連帯の考え方のもとに、住民相互による支え合いのまちづくりが必要です。そのためには、地域と行政がお互いに連携し、課題の解決に向けて取り組んで行くことが大切であり、地域の人と資源が世代や分野を超えてつながることによって課題を解決し、住民が生きがいを持ちながら日々暮らしていくことができる社会づくりが必要です。

また、行政サービスの充実と共に、地域での「見守りや支え合いの仕組み」を創るなど、住民自身が地域福祉の担い手となって行動することで、誰でもが安全で安心した心豊かな生活を営むことができるものと考えます。

さらに、2015年に国連サミットで採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」で掲げられている「誰一人取り残さない、持続可能でよりよい社会の実現」を目指して、各施策を展開します。

基本理念は当市が目指す地域福祉のあり方の方向性を示す普遍的な理念であることから、第3期までの理念を継承し、福祉を通じた地域づくりの実現を目指します。

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



## (2) 基本目標

基本理念に従って、次のとおり4つの基本目標と具体的な施策の方向性を定め、計画を推進します。

### 1 支え合い・助け合い活動の推進

- (1) 人材育成・ボランティア活動支援
- (2) 地域組織の活性化
- (3) 地域での健康づくりの推進
- (4) 思いやりの心で地域の絆を育み地域で支え合う福祉の推進

### 2 必要なサービスを受けられる仕組みづくり

- (1) 情報提供体制の充実
- (2) 相談体制づくりの推進
- (3) 利用者の権利擁護
- (4) 自立を支援する体制の充実

### 3 安全・安心に暮らせる地域づくり

- (1) 生活環境の整備
- (2) 災害時要配慮者への支援

### 4 各種福祉施策の推進

- (1) 地域での高齢者支援
- (2) 地域での障害者支援
- (3) 地域での子育て支援・見守り支援
- (4) 地域での再犯防止の取組（糸魚川市再犯防止推進計画）
- (5) 地域でのその他の支援



## 第3章 地域福祉施策の展開

この章では、基本目標に掲げたそれぞれの項目について、施策の方向性としてまとめました。各項目の取組施策については、行政と地域の取り組むべき内容を「行政の取組」「地域の取組」に区分した形になっています。

特に、地域の取組に期待されるものも多く、本計画では地域への呼びかけや提言の形をとっていますが、これからの地域福祉活動の指針として、地域での様々な取組を促進します。

### 1 支え合い・助け合い活動の推進

#### (1) 人材育成・ボランティア活動支援

安心して生活できる地域づくりに必要なことの一つとして、支え合い・助け合い活動の推進が挙げられます。住みよい地域づくりを目指した各種の事業や活動への参加により、支え合い、助け合いの心が育まれることから、社会のために自分のできることの第一歩としてボランティア活動に取り組むなど、地域の福祉活動を支える人づくりを進める必要があります。そのためには社会福祉協議会と連携して、ボランティアに関して、わかり易く役立つ情報提供、広報活動を行い、ボランティア団体の育成と住民意識の醸成を図っていきます。



#### [行政の取組]

- 高齢者、障害者、子育て中の保護者への援助活動などを行うボランティアを育成するため、各種ボランティア講座、リーダー養成講座を開催します。
- ボランティアやNPOの自主的な活動を通し、人材を育成できるよう支援します。

#### [地域の取組]

- ボランティアやNPOについて、理解と連携を深めましょう。
- 町内会、自治会、公民館、老人クラブなどと協力し、地域活動に積極的、意欲的に参加しましょう。
- 自分の知識や経験を地域のために活用しましょう。

#### (2) 地域組織の活性化

住み慣れた地域の中で安心して生活できる環境を築いていくためには、住民による地域ぐるみ、組織ぐるみでの支え合いや助け合いが不可欠です。そのため、地域やそれぞれの組織に合ったネットワークのあり方について話し合い、相互に助け合う仕組みや、その環境づくりを進める必要があります。



### 〔行政の取組〕

- 自治組織の活動や子ども会、老人クラブ、女性団体、地域づくり団体、地区社会福祉協議会等の幅広い生活支援コミュニティ活動を支援します。
- 相互扶助の勉強会や地域ケア推進会議※、地域支え合い推進協議会※の開催等により、地域、関係機関・団体等が地域課題を共有し、支え合い体制の充実を図ります。
- 一人暮らし高齢者の見守り事業等を通して、支え合いのためのネットワークづくりを進めます。

### 〔地域の取組〕

- 老人クラブ等の友愛訪問、ふれあいデイサービス、子どもたちとのあいさつ運動、子育て支援活動等、日常的な見守り、触れ合い・支え合い活動を実践しましょう。
- 社会福祉協議会の小地域ネットワークづくり事業※等で、相互扶助機能の充実、協働意識の醸成を図りましょう。
- 地域福祉の向上には、地元住民だけでなく地元企業や事業所の理解と支援が必要です。積極的に協力しましょう。

#### ※ 地域ケア推進会議

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域包括ケアシステムの実現に向け、地域包括支援センターからあげられた地域課題等について検討し、高齢者の支援に必要な資源開発と政策形成を推進する組織。当市では平成 28 年度から取組を進めている。

#### ※ 地域支え合い推進協議会

身近な地域での助け合いの仕組みを作るため、地域住民だけでなく、NPO法人や民生委員など高齢者を支えている多様な団体や人が参画し、定期的な情報共有と連携強化を図るための中核となるネットワーク。

#### ※ 小地域ネットワークづくり事業（地区社会福祉協議会での取組）

地域内の様々な機関の協力を得ながら、ネットワークの力により、日常的な声かけや電話、定期的な訪問による安否確認活動に取り組む。

### (3) 地域での健康づくりの推進

市民一人ひとりが「自分の健康は自分で守る」という意識を持ち、主体的に健康づくりに取り組むと共に、より効果的に実践できるよう、家庭及び地域社会全体でこの取組を支える仕組みづくりを推進します。



#### [行政の取組]

- 地域や職域と連携し、健康づくりのための情報発信・普及啓発を行います。
- 各種健診の受診を勧め、健診受診後のフォロー体制の充実を図ります。
- 集団への健康づくりの取組とともに、家庭への訪問支援など、個別の相談支援体制の充実を図ります。
- 身近な会場で、講座等の健康づくり事業を開催するとともに、希望する地域や団体に講師を派遣します。

#### [地域の取組]

- 地域ぐるみで、各種健診や保健事業、健康づくり事業に積極的に参加しましょう。
- 地域の施設や資源を活用し、地域のニーズに合わせた生涯学習活動等を行い、地域で健康づくり、生きがいづくりを推進しましょう。

### (4) 思いやりの心で地域の絆を育み地域で支え合う福祉の推進

近年の都市化、少子高齢化、核家族化などの社会状況の変化は、ひきこもり、孤独死、虐待などの問題を生じさせていることから、お互いを思いやる心を持ち、安心して生活できる地域づくりや、人と人とのつながりを大切にし、地域の絆を育み地域で支え合う体制づくりが求められています。

また、人と人とのつながりを育てるためには、地域での様々な交流が必要です。子どもと高齢者の世代間の交流や地域にある福祉施設との交流など、日常の中で子ども、高齢者や障害者などが、共に心触れ合う交流事業の推進が必要です。



#### [行政の取組]

- 個々の住民が、お互いを支え合い、気遣っていくことが地域福祉の第一歩であり、住民が主体的に行う地域活動を促進することにより、地域の絆が育まれていくと考えられます。社会福祉協議会や各関係団体、機関と連携しながら、地域住民相互において「声かけ」や「見守り」などの交流が積極的に行える地域の環境づくりを支援します。
- 地域住民同士がお互いを認め合い良好な関係を築いていくためには、「ルール」や「マナー」を守ることが必要です。不法投棄、ポイ捨て防止など環境美化に関する啓発を行うとともに、「あいさつ」や「声かけ」運動、地域の清掃活動などの協働活動への参加を促進します。

- 地域住民が安心して交流していくためには、地域ぐるみで「安全・安心」を作り出すことが重要です。犯罪のない安全・安心なまちづくり条例や推進計画に基づく、地域での防犯活動や有害環境の浄化活動を支援します。
- 幼少期から、障害者をはじめ要援護者に関する「支え合いの市民教育」を推進します。
- ボランティア活動等を通して交流機会の拡大・促進を図ります。
- 各種交流事業の実施に当たっては、男女が互いに協力し合いながら事業を進められるよう、男女共同参画の視点に立った事業展開を図ります。

#### 〔地域の取組〕

- 進んであいさつをしたり、声をかけあったりして良好な人間関係を築くとともに「思いやりの心」で見守り、助け合う地域の取組を充実させましょう。
- 地域での清掃や除草作業などの協働活動には積極的に参加して、相互扶助である絆を育み、お互いに顔が見える関係の構築に努めましょう。
- 福祉への理解を深める講座や各種事業に地域住民をはじめ、地元企業、事業所ぐるみで積極的に参加しましょう。
- 市民総ぐるみで、思いやり、支え合い、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを目指して開催される「市民のつどい福祉大会」等の事業に積極的に参加しましょう。



## 2 必要なサービスを受けられる仕組みづくり

### (1) 情報提供体制の充実

福祉サービスに関する情報が、必要な人にとって入手しやすいよう、適切で効果的な情報伝達手段を検討します。

また、行政だけではなく地域の団体等と連携し、潜在的に福祉サービスを必要としている人にも情報が届くよう、身近な地域情報の提供を推進します。



#### [行政の取組]

- 福祉サービスや福祉制度の情報提供に当たっては、広報、情報誌、ホームページ及びSNS\*などを積極的に活用し、プッシュ型通知など配信方法を工夫します。
- 病院やスーパー、金融機関などにパンフレットを配置するなど、企業と連携し、高齢者が普段の生活の中で簡単に情報を得ることができるよう取り組みます。
- 障害者や高齢者がわかりやすい情報提供を推進するとともに、障害者に対しては情報支援機器の活用について支援します。

#### [地域の取組]

- 地域福祉サービス等の情報について内容を理解し、必要とする人に伝えましょう。

※ SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）

登録された利用者同士が交流できるWEBサイトの会員制サービス。

### (2) 相談体制づくりの推進

地域の生活課題には、介護や子育てのほか、家庭内の暴力や青少年の問題、アルコール依存、ひきこもり、虐待やDVなどの問題、リストラや倒産による失業、生活困窮といった問題も出現しており、それぞれの問題が相互に複雑に絡んでいる場合も少なくありません。また、高齢化とともに増加する認知症への対応も大きな課題です。

こうした状況に対応するには、相談内容に応じて適切に担当窓口につながるよう関係機関が連携、協力し、総合的に課題解決に取り組む体制が必要です。

また、夜間の相談対応についても実施機関や体制等を検討する必要があります。



#### [行政の取組]

- 民生委員・児童委員、主任児童委員や相談員の研修等による相談技術の向上を図ります。
- 子ども、子育て中の人、高齢者や生活困窮者、DV被害者等に関する様々な関係機関の連携を強化するとともに、相談窓口の周知を図ります。

- 障害者の相談支援の中核的な役割を担う拠点として「基幹相談支援センター」の設置を検討するとともに、関係機関のネットワーク化を進め、継続性のある支援につなげます。
- 各種相談や訪問などを通じ、ひきこもりや社会的に孤立している人、生活困窮状態にある人の早期把握に努めます。
- 高齢者、子ども及び障害者への虐待やDVなどを早期に発見・予防できるよう、関係機関の連携による対応を図ります。
- 認知症ケアパスを活用し、認知症に関する基礎的な情報とともに具体的な受診先や相談窓口である地域包括支援センターや認知症疾患医療センター等の周知を行います。
- 認知症の人やその家族に関わり、支援を行う認知症初期集中支援チームを設置し、認知症への早期の対応を専門的に行います。
- 認知症疾患医療センターや関係機関と連携し、認知症に関わる関係機関職員の対応力向上を目指し、認知症の基本的な知識やケア技法の研修等の機会を設け、認知症ケアの質の向上を目指します。

#### [地域の取組]

- 民生委員・児童委員、主任児童委員や地域包括支援センターなど、地域には相談のできる機関や相談員が配置されています。まずは相談してみましょう。

### (3) 利用者の権利擁護

認知症高齢者や障害者など、判断能力が十分でない人が、地域の中で安心して暮らすためには、必要な支援が受けられるとともに、その人の権利が守られることが重要です。

市内の相談支援機関では、成年後見制度の相談件数が年々増加しています。

サービス利用者の立場に立って、利用者を保護する日常生活自立支援事業\*や成年後見制度\*が十分に活用できるよう、制度の周知を図っていくとともに、地域住民自らが成年後見制度を支える担い手になるように人材を育成していくことが重要です。



#### [行政の取組]

- 判断能力が十分でない人々が地域で安心して生活を送ることができるよう、福祉サービスの利用援助などのために社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業について、積極的な活用を促します。
- 安心して暮らせる社会の実現のため、誰もが法に基づき権利主体として人権が保障されていること、及び人権を守るために行使する法律や制度を周知します。
- 一人ひとりがお互いを認め合い、共に生きる社会の実現のため、関係機関、関係団体と連携して人権啓発活動を実施します。
- 国の成年後見制度利用促進基本計画を踏まえ、成年後見制度の利用促進に取り組めます。

### [地域の取組]

- 福祉サービスの利用に当たっては、内容確認と利用者負担等の確認をしましょう。
- 金銭及び財産管理について不安な場合は、公的機関が設置している相談窓口などを活用しましょう。
- 認知症について理解を深め、本人や家族の視点に立ちながら接しましょう。

#### ※ 日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な人が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うもの。

#### ※ 成年後見制度

認知症や知的障害、精神障害等で判断能力が十分でない人が、契約等の法律行為ができるよう、家庭裁判所が判断能力の程度に応じて補助人、保佐人、成年後見人を選任する民法上の制度。

## (4) 自立を支援する体制の充実

経済的困窮や人間関係などが原因のひきこもりなど複雑多岐にわたる生活課題を抱え、困難な状況にある生活困窮者が増加しています。そういった生活困窮者の悩みに寄り添いながら、関係機関と連携し自立への支援を図っていきます。

また、生活困窮者世帯が抱える問題は、生活困窮・子ども・障害・高齢といった分野別での支援体制では対応が難しい問題も多いことから、分野や問題の属性を問わずに相談、支援が受けられるよう、重層的な生活支援サービスの提供体制の構築に取り組みます。



### [行政の取組]

- ハローワークや社会福祉協議会などと連携し、生活困窮自立支援事業の推進を図ります。
- 多様な生活支援サービスの体制整備を推進する「地域支え合い推進員<sup>※</sup>」の配置を進めます。
- 複雑化する世帯の問題に対し、ワンストップ相談窓口となる基幹型地域包括支援センターを設置します。
- 福祉サービス事業者による既存のサービスに加え、民間企業やNPO、ボランティア、地域住民など多様な主体の活動を支援していきます。

### [地域の取組]

- 住民同士の連携を深め、身近な相談窓口などの情報を提供しましょう。
- 困っている人を把握した時には、民生委員・児童委員、主任児童委員や地域包括支援センターへ連絡しましょう。

#### ※ 地域支え合い推進員

高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす人。

### 3 安全・安心に暮らせる地域づくり

#### (1) 生活環境の整備

全ての人が地域において、それぞれの能力を活かしながらか生きがいを持って様々な社会活動に参加できる環境を整えることが求められています。

また、多くの人が利用する公共的な施設や公共交通機関などにおいて、高齢者も障害者も使いやすく快適な環境であることが必要です。



#### [行政の取組]

- 公共建築物をはじめ、民間の建築物等や公共交通機関についても事業者の理解と協力を得ながら、障害者や高齢者等に配慮したバリアフリー<sup>※</sup>化やユニバーサルデザイン<sup>※</sup>によるまちづくりを推進します。
- 高齢者や障害者が地域で自立できるよう、住宅改修費用の補助制度の周知を図るとともに、改修に関する相談体制の整備を図ります。
- 高齢者や障害者に対し、生きがいのある充実した生活を送ることができるように、社会参加促進事業等、各種事業を実施します。
- 障害者に対する就労機会の拡大を支援します。
- 障害者自立生活のためのグループホーム拡充を支援します。
- 障害者に寄り添った福祉サービスの充実を図ります。

#### [地域の取組]

- 全ての人が安心して生活できる環境づくりに、地域ぐるみで取り組みましょう。
- 要援護高齢者や障害者の自立生活を、地域で支援しましょう。

#### ※ バリアフリー

誰もが地域の中で安心・快適に暮らせるように社会基盤や施設、制度上の障壁などを取り除くこと。

#### ※ ユニバーサルデザイン

障害を持つ人、持たない人の区別なく、全ての人にとって使いやすい形状や機能が配慮された造形、設計のこと。



## (2) 災害時要配慮者への支援

近年、地震や台風、大雪など自然災害が多く発生し、地域での支え合いの必要性が再認識され、日常的なつながりや災害時の安否確認、避難支援体制の強化が求められています。災害が発生した時や、災害からの復旧には住民参加での活動が重要となるため、地域を基盤とした日ごろからの見守り、支え合い活動を強化し、災害時にも助け合い、支え合うまちを作ることが必要になっています。

このようなことから、災害時に適切な対応ができるよう、地域と連携した支援体制の整備を図ります。

また、地域防災力の向上のため、消防と連携し、自主防災活動のリーダー研修や担い手を養成する研修を行い、自主防災組織の組織率の向上に努めるとともに、体制の充実・強化を図ります。



### [行政の取組]

- 避難行動要支援者制度\*の更なる周知、普及を図ります。
- 自治会や自主防災組織、民生委員等と情報を共有し、要配慮者\*の安否確認と避難誘導體制づくりに取り組みます。
- 避難所等での高齢者、障害者、子ども、女性、外国人、性的マイノリティの人などのニーズや課題に対応した体制づくりに取り組みます。

### [地域の取組]

- 自治会での災害時住民支え合い体制(自主防災組織)を確立しましょう。
- 要配慮者を把握するとともに、地域内で情報を共有しましょう。
- 要配慮者を含めた実践的な防災訓練を実施しましょう。

#### ※ 避難行動要支援者制度

高齢者や障害者など災害時に避難の誘導や補助など支援が必要な人が、市作成の「避難行動要支援者名簿」に登録された情報を自治会などの関係支援者へ提供することについての同意書を市へ提供することで、平常時から避難行動や支援方法など本人と支援関係者の間で計画し災害に備える制度。

#### ※ 要配慮者

高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦など災害時の避難行動や情報受伝達、避難生活等に特に配慮を要する人



## 4 各種福祉施策の推進

### (1) 地域での高齢者支援

高齢期を迎えると体力や記憶力の低下を招くとともに行動範囲が狭まり、社会との関係も薄れていく傾向があり、いわゆる「閉じこもり状態」に陥る可能性があります。

また、高齢者を狙った悪質な詐欺被害が依然として発生しています。特に、被害者へ電話をかけ、対面することなく相手を信頼させ、不特定多数の人から現金をだまし取る特殊詐欺については、高齢者が狙われるケースが多く、注意が必要です。

このような状況から、地域での「見守り」や「声かけ」など支え合いの行動が必要です。



#### [行政の取組]

- 高齢者が住み慣れた地域で生活できるよう、自助、互助の体制づくりを行うとともに、生活支援サービスの充実を目指します。
- 地域包括支援センターと各地区公民館との連携強化を図り、高齢者の健康づくりや積極的な社会参加を推進し、老化に伴う心身機能の低下を防ぎます。
- 地域の高齢者を犯罪から守るため、分かりやすい方法で特殊詐欺の手口を紹介するなどの啓発活動を推進します。
- 消費生活相談員を配置し、地域包括支援センター、警察等との連携により、消費者トラブルや詐欺行為に遭わないよう対策を進めます。

#### [地域の取組]

- 一人暮らし高齢者等の安否確認や地域の福祉活動が円滑に取り組めるよう、町内会などでその体制づくりを話し合ひましょう。
- 高齢者の見守りや生活の支え合い等、協力できることに取り組みましょう。
- 高齢者が犯罪被害に遭わないよう、防犯、安全対策を、地域ぐるみで取り組みましょう。

#### [企業・事業所への期待]

- 地域貢献活動として、ボランティア活動や見守りネットワークへの参加、認知症サポーターの養成に取り組みましょう。
- 高齢者が犯罪被害に遭わないよう、行政や地域と連携した取組を行いましょ。

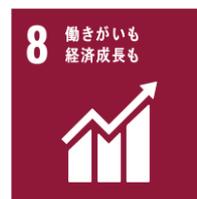


## (2) 地域での障害者支援

障害者団体、保護者会、ボランティア団体では、会員の高齢化傾向が伺えますが、新規会員の獲得や障害者福祉の向上のための取組への支援を行うことで、障害者が地域の一員として共生する社会を目指しています。

また、障害者差別解消法により障害者への「合理的配慮」が規定され、市全体として心理的差別や、物理的障壁を解消するため、社会全体での正しい理解と改善が求められています。

障害者が地域で安心して自立した生活を送るには、経済的基盤や住宅サービスの充実はもとより、地域住民や社会全体が「地域福祉」の必要性を理解しながら、地域共生社会の実現に向け、意見を交換し、理解を促進することが重要です。



### [行政の取組]

- 町内会や地区社会福祉協議会などの地域組織や障害者団体、関係機関が一体となって障害者を支える仕組みづくりを検討し、関係団体等での事業展開を支援します。
- 障害者に関する福祉サービス等の施策を推進します。
- 障害者団体の育成強化を図ります。
- 一般就労の場を確保するため、ハローワークなど関係機関との連携により、積極的な雇用促進を図るとともに、一事業所である糸魚川市役所として、障害者法定雇用率の維持、向上に努めます。
- 就労支援事業及び地域活動支援センター事業の充実に努め、障害者の社会参加の促進を図ると共に、一般就労へも結びつけられるよう支援します。
- 関係機関と連携し、障害に対する理解を深め、差別の解消が図られるよう市民への普及・啓発を行います。
- 消費生活相談員を配置し、警察等との連携により、消費者トラブルや詐欺行為に遭わないよう対策を進めます。

### [地域の取組]

- 障害者に対する理解を深め、見守りや声がけなど、地域での障害者支援に努めましょう。

### [企業・事業所への期待]

- 障害者の一般就労のため、事業所による積極的な雇用促進を図りましょう。
- 障害者の法定雇用率を守るとともに、積極的に雇用促進を図りましょう。
- 市の制度を活用するとともに、障害者への合理的配慮の取組を推進しましょう。

### (3) 地域での子育て支援・見守り支援

家族構成の変化や近隣との関係が希薄になってきたことなどにより、子育て不安や育児ストレスを抱え込み、孤立してしまう世帯が見受けられます。地域住民との普段の付き合いを通じて、いざという時に相談のできる人間関係を築いていくことが大切ですが、地域ぐるみで子育てを応援していく仕組みをつくることも必要です。

また、子育て中の保護者が集まって自主的に運営する育児サークルなどの活動の輪が広がるような支援が必要です。



#### [行政の取組]

- 子育て支援センターや児童館、放課後児童クラブ、学童保育所等の事業を充実させるとともに、子育てサークルなどの自主的活動を支援し、活動の紹介に努めます。
- 子育て相談窓口の充実や子育てに関する情報提供に努めます。
- 保育園等の特別保育事業<sup>※</sup>の充実を図り、多様な保育ニーズに対応します。
- 関係機関との連携により、防犯及び安全対策について事業展開を図ります。
- 障害児への療育相談及び支援体制の充実に努めます。

#### [地域の取組]

- 子育て支援施設を有効利用し、子育てサークル等に自主的に参加しましょう。
- 声かけ運動により、防犯、交通安全対策事業を、地域ぐるみで取り組みましょう。

#### ※ 特別保育事業

通常保育のほかに、未満児保育、障害児保育、延長保育、一時保育、休日保育、病児・病後児保育をいう。

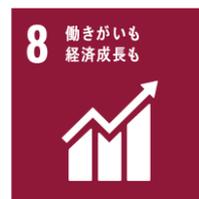


#### (4) 地域での再犯防止の取組(糸魚川市再犯防止推進計画)

犯罪をした人や非行をした人の中には、立ち直るための十分な支援を受けられず、地域社会で孤立してしまい、厳しい生活環境に戻り、生きづらさから再び犯罪や非行を起こすことがあります。

また、再犯を防止するということは、他の住民が、安心安全に生活することにもつながります。

再犯を防止するためには関係機関が連携し、犯罪をした人や非行をした人が社会復帰のために必要とする支援を行い、責任ある社会の一員として受け入れる社会環境を整えることが必要です。



##### [行政の取組]

- 更生保護に携わる保護司会、更生保護女性会などの団体の活動や、更生保護サポートセンターの運営を支援します。
- 再犯防止についての広報や、「社会を明るくする運動」等を通じて、地域へ再犯防止活動についての理解を深める啓発活動を行います。
- 矯正施設出所後は、就労や住居を確保するための支援を行い、早い社会復帰を目指し、再犯防止につなげます。
- 学校と連携し、非行を未然に防止する取組を行います。

##### [地域の取組]

- 保護司会や更生保護女性会などの団体の活動に理解を深め、「社会を明るくする運動」など再犯防止の啓発活動へ積極的に参加しましょう。

##### [企業・事業所への期待]

- 保護司会や更生保護女性会、協力雇用主会等と連携して、更生保護の啓発活動に参加しましょう。
- 企業活動を通じ、更生保護対象者の求職活動や就労支援について、理解を深めましょう。
- 安全、安心の地域づくりのため、更生保護推進のための研修会や更生保護活動に参加しましょう。

## (5) 地域でのその他の支援

ひとり親家庭等への支援策としては、児童扶養手当の支給や医療費助成事業等、経済支援施策に加え、生活相談受入れ体制の充実を更に図る必要があります。

生活保護をはじめ、要援護者に対する地域支援としては、民生委員・児童委員、主任児童委員による相談受入れと必要な援助指導により、安定した生活の確保に努めます。



### [行政の取組]

- ひとり親家庭等への子育て支援や生活支援、就労支援等を総合的に推進します。
- 生活保護世帯が自立した生活を送ることができるよう、生活相談、適切な支援を行います。

### [地域の取組]

- 要援護者に対する地域での支え合いや生活支援に進んで協力しましょう。

### [企業・事業所への期待]

- 地域の様々な要望に対して、行政や地域での取組に、企業・事業所も率先して参画しましょう。
- ひとり親家庭等の雇用に対しては、適正な労働条件の確保や働きやすい就業形態への改善に努めましょう。
- 社会貢献の理念を尊重し、企業、事業所の人材や技術力を地域に大いに提供しましょう。



## 第4章 計画の推進に向けて

### 1 計画の推進体制

#### (1) 庁内関係部局との連携

本計画は、福祉、健康、市民生活、教育、防災など様々な分野にわたっています。このため、地域福祉活動を推進する関係部局との情報の共有化と連携を図りながら、本計画の推進に取り組めます。

#### (2) 関係機関との連携

地域福祉の推進に当たっては、地域住民、自治会、民生委員・児童委員、主任児童委員、ボランティア・市民活動団体、福祉事業関係者などがそれぞれの役割を認識し、相互に連携・協働して主体的に取り組むことが必要です。

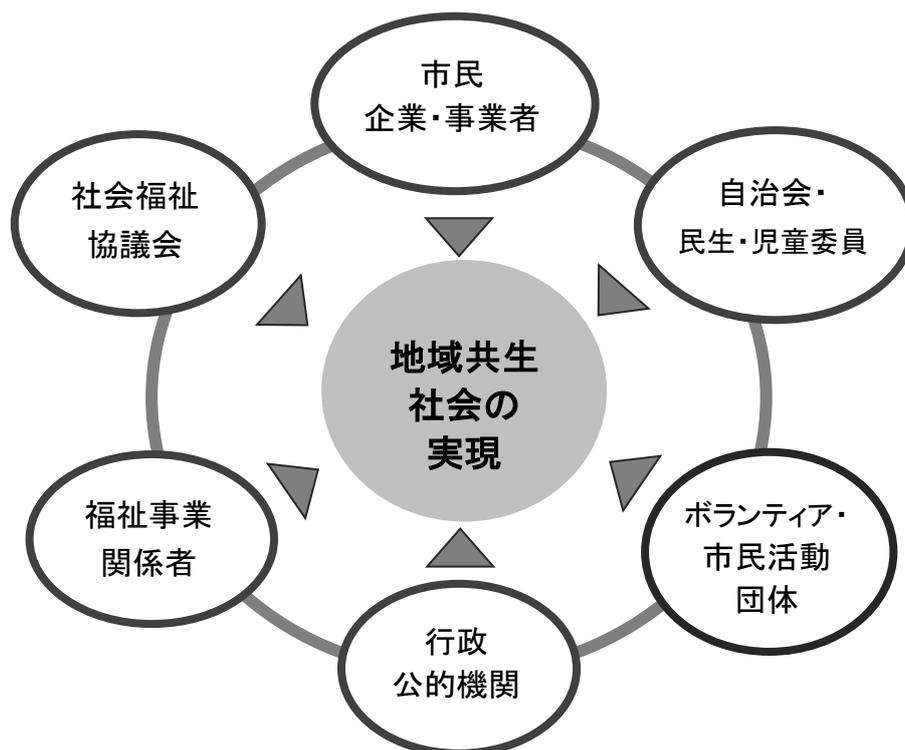
このため、各主体に対して、地域福祉に関する情報を発信するとともに、地域における連携・協働の取組を促進し、効果的な地域福祉の推進を図ります。

#### (3) 社会福祉協議会との連携

社会福祉協議会は、社会福祉法において地域福祉を担う中心的な団体として明確に位置付けられている中で、地域に密着しながら、様々な事業を行っています。

本計画を推進する上でも、計画の各分野で社会福祉協議会が大きな役割を担うことが期待されます。そのため、社会福祉協議会と情報を共有し、その活動と連携しながら、一体となって取り組んでいきます。

《協働による推進体制のイメージ》



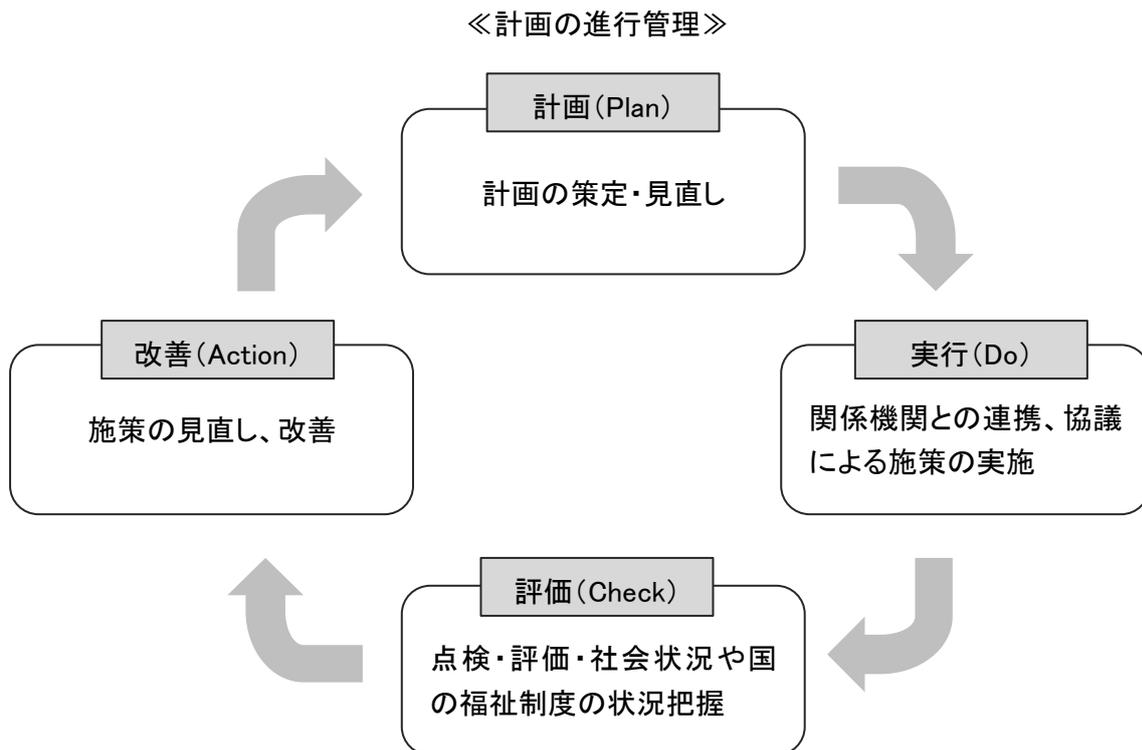
## 2 計画内容の広報・啓発

本計画の推進に当たっては、市民、関係団体、関係機関や民間サービス事業者などが一体となって取り組んでいく必要があります。それらの人が本計画の基本理念を共有し、地域福祉推進に主体的に取り組めるように、ホームページでの紹介、各種イベントにおける積極的な啓発活動など、様々な機会を通じて、計画内容の広報・啓発に努めます。

## 3 計画の進行管理

本計画の実効性を確保するために、計画の進捗状況を定期的に点検・評価するとともに、社会状況や国の福祉制度の状況を把握し、見直し・改善を行うなど適切な進行管理に努めます。

また、本計画は、「糸魚川市総合計画」における地域福祉の分野に関連する施策を具体化する計画であり、地域福祉を推進する基本計画としての性格を持ちます。そのため、関連計画の推進や見直しに当たっては、地域福祉の理念や地域福祉の推進が、より効果的に展開されるよう整合を図ります。



地域福祉計画策定の主な経過

令和3年度

月 日	会議名等	会議内容等
8月 3日	第1回庁内委員会	計画概要(案)とスケジュールについて 第3期計画の振返りについて 第4期計画の概要について
8月11日	第1回策定委員会	計画概要(案)とスケジュールについて 第3期計画の振返りについて 第4期計画の概要について
9月17日	第2回庁内委員会	第4期計画の修正案について
9月29日	第2回策定委員会	第4期計画の修正案について
10月28日	第3回庁内委員会	第4期計画の修正案について
11月18日	第3回策定委員会	第4期計画の修正案について
12月 9日	市議会 (市民厚生常任委員会)	第4期計画について説明
1月4日から 2月2日まで	パブリックコメント	意見募集
2月15日	第4回策定委員会	第4期計画の最終調整

## 第4期糸魚川市地域福祉計画策定委員会 委員名簿

令和3年8月1日～令和4年3月31日

役職名	氏名	選出団体	選出区分
委員長	中倉 幸博	糸魚川市民生委員児童委員 連絡協議会	学識経験者
副委員長	久保田 まき子	糸魚川市ボランティア 連絡協議会	地域福祉関係者
委員	田原 秀夫	社会福祉法人 糸魚川市社会福祉協議会	〃
〃	清岡 誠	社会福祉法人奴奈川福社会	〃
〃	星野 貴博	社会福祉法人能生名立福社会	〃
〃	齋藤 伸一	糸魚川地域連合区長会	〃
〃	池田 正夫	能生地域区長連絡協議会	〃
〃	小野垣 勝男	青海地域自治会連絡協議会	〃
〃	比護 山之助	糸魚川地区老人クラブ連合会	〃
〃	羽鳥 好子	公募委員	—

## 第4期糸魚川市地域福祉計画策定庁内委員会 委員名簿

令和3年7月7日～令和4年3月31日

役職名	所属部署	係	役 職	氏 名
委 員 長	健康増進課	健康づくり係	係 長	卜 部 勝 博
副委員長	環境生活課	市民生活係	課長補佐	蒲 原 麻 里
委 員	健康増進課	保 健 係	保健専門員	川 原 淳 子
〃	福祉事務所	高 齢 係	次 長	塚 田 修 身
〃	福祉事務所	障 害 係	係 長	山 岸 圭 子
〃	福祉事務所	介護保険係	係 長	渡 辺 茂
〃	教育委員会 こども課	子育て支援係	課長補佐	室 橋 淳 次
〃	教育委員会 こども課	親子健康係	主 査	水 嶋 絵 巨
〃	社会福祉協議会		事務局長	山 本 将 世
事 務 局	福祉事務所		所 長	嶋 田 猛
〃	福祉事務所	援 護 係	係 長	本 間 正 之
〃	福祉事務所	援 護 係	主 査	滝 澤 富 美 子



第4期糸魚川市地域福祉計画

令和4年3月発行

編集・発行

糸魚川市市民部 福祉事務所

〒941-8501

新潟県糸魚川市一の宮1-2-5

電話番号 025-552-1511(代)

FAX 025-552-8250

E-mail [fukushi@city.itoigawa.lg.jp](mailto:fukushi@city.itoigawa.lg.jp)